

京都市地球温暖化対策条例					
☒第４９条第１項 ☐第４９条第３項 ☐第５２条第１項 ☐第５２条第２項において準用する同条例第４９条第３項の規定により提出します。					
工　事　の　種　別		☒新築☐増築			
工事着工予定年月日		令和5年 12月 11日			
工事完了予定年月日		令和7年 2月 28日			
建築物 の概要	名 称	(仮称) 四条畑町2 マンション 新築工事			
	所 在 地	京都市右京区西院四条畑町30番15の一部			
	構 造	鉄筋コンクリート造	階 数	地上6階地下 階	
	敷地面積	1,105.82平方メートル	高 さ	18.62メートル	
	建築面積	779.39平方メートル	床面積の合計 (1棟増築の場合の 増築部分の床面積)	3,774.17平方メートル (平方メートル)	
	用途別の床 面積	住 宅	3,665.52 平方メートル		
		ホ テ ル 等			
		病 院 等			
		物品販売業を営む 店舗等			
		事 務 所 等	108.65 平方メートル		
学 校 等					
飲 食 店 等					
集 会 所 等					
工 場 等					
建築環境総合性能評価システムによる評価の結果		B+ 1.1			
金融機関の融資制度を利用するための受領確認書の交付について (販売を目的とした住宅を計画する場合のみ記入すること)		☒希望する☐希望しない			
設計者の住所及び氏名の公表について		☐公表可☒公表不可			

温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施する措置	概 要
☐ 外 壁 ， 屋 根 又 は 床 の 断 熱	
☒ 窓 の 断 熱 又 は 日 射 の 遮 蔽	Low-e複層ガラスの採用
☒ エネルギー消費効率の高い設備の導入	高効率給湯器の採用（エコジョーズ）
☒ 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー の 利 用	太陽光発電設備を設置
☐ 環境への負荷が少ない材料の利用	
☒ 地 域 産 木 材 の 利 用	地域産木材を内壁の仕上材に使用
☒ 節 水 型 設 備 の 設 置	節水型便器の設置
☐ 雨 水 ， 雑 排 水 等 の 利 用	
☐ 耐用年数が長い材料及び設備の利用	
☐ 建築物の維持管理の容易性に対する配慮	
☒ 緑 化 の 実 施	外構を緑化（緑化計画書による）
☒ 電気自動車等の充電設備の設置	充電コンセントを1か所対応
☐ 宅 配 ボ ッ ク ス の 設 置	
☐ 代替フロン由来の温室効果ガス排出削減	
☐ そ の 他	

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 この計画書には、温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置の内容が分かる書類を添付してください。

3 この計画書は、建築物の棟ごとに作成してください。（敷地内増築，棟別新築の場合は，新築の扱いとなります）